

御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則(令和2年御杖村規則第7号)の一部を次のように改正する。

題名中「、期末手当及び費用弁償」を「等」に改める。

第1条中「、期末手当及び費用弁償」を「等」に改める。

第5条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条各号列記以外の部分中「第7条第1項」の次に「及び第7条の2第1項」を加える。

第6条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第1項中「第7条第1項第2号」の次に「及び第7条の2第1項第2号」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「第7条第1項第2号」の次に「及び第7条の2第1項第2号」を加え、同条を第5条の2とし、同条の次に次の3条を加える。

(勤勉手当の支給割合)

第6条 条例第7条の2第1項第2号に規定する規則で定める基準に従って定める割合は、給料等の支給に関する規則第15条に規定する期間率に次条に規定する勤務成績による割合(以下「成績率」という。)を乗じて得た割合とする。

(勤勉手当の成績率)

第6条の2 勤勉手当の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の110以上100分の121.5未満
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の98.5以上100分の110未満
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の90以下

第6条の3 前条に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、村長が定める。

別表第1中

「

職種	基礎号級	上限
	職務の級 号級	職務の級 号級

現場作業員	1	25	1	25
イベントスタッフ	1	25	1	25
保健師	2	69	2	69
栄養士	2	69	2	69
歯科衛生士	2	69	2	69
精神保健福祉士	2	69	2	69
心理士	2	69	2	69
養護教諭	2	69	2	69
正看護師	2	69	2	69
准看護師	2	46	2	46
バス運転手	2	33	2	33
特別支援教育支援員	2	1	2	33
保育士	2	1	2	1
学校支援コーディネーター	1	15	1	15
学校プール管理人	1	11	1	11
通園バス添乗員	1	11	1	11
放課後児童一時預かり指導員	1	5	1	15
事務員	1	5	1	12
学校プール監視員	1	5	1	5
学校用務員	1	5	1	5
学校図書館開放事務	1	5	1	5
清掃作業員	1	5	1	5

を

職種	基礎号級		上限	
	職務の級	号級	職務の級	号級
現場作業員	1	25	1	25
イベントスタッフ	1	25	1	25
保健師	2	69	2	69
栄養士	2	69	2	69
歯科衛生士	2	69	2	69
精神保健福祉士	2	69	2	69
心理士	2	69	2	69
養護教諭	2	69	2	69
正看護師	2	69	2	69

准看護師	2	46	2	46
バス運転手	2	33	2	33
村営塾講師	2	20	2	20
特別支援教育支援員	2	1	2	33
保育士	2	1	2	1
学校支援コーディネーター	1	15	1	15
学校プール管理人	1	11	1	11
通園バス添乗員	1	11	1	11
放課後児童一時預かり指導員	1	5	1	15
事務員	1	5	1	12
学校プール監視員	1	5	1	5
学校用務員	1	5	1	5
学校図書館開放事務	1	5	1	5
清掃作業員	1	5	1	5
健診補助スタッフ	1	5	1	5

に改める。

別表第2中

職名	単位	金額
地域おこし協力隊	月額	230,000円
村営塾講師	月額	230,000円
外国人英語指導助手	月額	330,000円

を

職名	単位	金額
地域おこし協力隊	月額	230,000円
外国人英語指導助手	月額	330,000円

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。